

標 題：

GMDSS完全適用船に要求される無線通信
担当者の資格及び人数について

NKテクニカル インフォメーション

No.: 164

Date: 平成7年8月3日

関係船主、造船所 各位

標記の件に関する各国政府の要件は、NKテクニカルインフォメーション No.118（平成 5年 6月23日付）にてお知らせしております。

同テクニカルインフォメーション発行後、本件に関する要件或いは改正要件についての連絡を関係の政府から受けましたので、同要件の最新版を取纏めました。ご参考までに、各国政府の最新要件を添付の通りお知らせいたします。

以 上

添付: GMDSS 完全適用船の無線通信担当者の所要資格及び人数

添付

GMDSS完全適用船の無線通信担当者の所要資格及び人数

A1海域を超える航海に従事し、保守の方法として「船上保守」以外を選択している船舶の無線通信担当者の所要資格及び人数として、各船籍国政府は次の通り定めている。

尚、「船上保守」を選択している場合、或いは下記以外の船籍国政府の要件については、弊会機装部までお問合せ下さい。

(1) ANTIGUA AND BARBUDA

GOC所持者 2名

(2) BAHAMA

GOC所持者 1名

(3) CYPRUS

GOC所持者 2名又はGOCを所持する通信士 1名

(4) DENMARK

GOCを所持する航海士 2名

(5) HONG KONG

香港テレコミュニケーション・オーソリティ発行のGOC所持者 1名、又は出生国発行のGOC所持者で香港テレコミュニケーション・オーソリティの「運用許可」を取得している者 1名

(6) ISLE OF MAN

船長以外のGOC所持者 1名

(7) KUWAIT

1st class 又は 2nd class REC所持者 1名

(8) LIBERIA

リベリア政府発行のGOC所持者 2名、又はリベリア政府発行の 1st class又は 2nd class RECを所持する専任通信士 1名

(9) LUXEMBOURG

GOCを所持する航海士 2名

(10) MALTA

GOC所持者 2名

(11) PANAMA

パナマ政府発行のGMDSS Radio Operator - Generalの資格証明書を所持する航海士 2名、
又はパナマ政府発行のGMDSS Radio Electronic - First又は2nd classの資格証明書を
所持する通信士 1名

(12) PHILIPPINE

GOCを所持する航海士 2名、または1st class Radiotelegraph Operatorの資格とGOC
を併せ所持する専任通信士 1名

(13) SINGAPORE

GOC所持者が専任の場合 1名、
GOC所持者が兼任の場合 2名、

(14) ST. VINCENT AND THE GRENADINES

GOC所持者 2名

(15) SWITZERLAND

GOCを所持する航海士 2名

(16) THAILAND

GOC所持者 1名

(17) VANUATU

GOC所持者 1名

〔注〕 ‘GOC’ とは、ITU 無線通信規則 第55条ⅢA節C規定の ‘General Operator’ s
Certificate”をいう。

‘REC’ とは、ITU 無線通信規則 第55条ⅢA節A又はB規定の ‘1st class or 2nd
class Radio Electronic Certificate”をいう。